

社 福 第 784 号
令和元年 11月 25 日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和元年度福祉施策等の要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和元年 10 月 16 日付け宮社協発第 1051 号で要望のあったことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会への支援について

県では、地域住民や地域の様々な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生型社会」の実現に向け、市町村の取組を支援しているところですが、安定財源の確保につきましては、国に対し恒久的な補助制度等の創設等を要望しているところであります。引き続き「地域共生社会の実現」に向けた事業の財源確保等を求めてまいります。

また、厚生労働省が実施している補助事業について、県内の市町村及び市町村社会福祉協議会に対し説明を行っているところですが、十分に活用されていない状況であり、補助制度の活用と関係機関との連携について助言してまいります。

2 市町村地域福祉計画の策定促進等について

平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法におきまして、市町村地域福祉計画の策定が努力義務と規定されましたが、計画を策定した県内市町村は 6 割程度にとどまっているため、県では、市町村振興総合補助金制度による市町村地域福祉計画の策定等に対する補助の活用や、策定への助言を行うとともに、他自治体の策定例等を説明しながら市町村社会福祉協議会との連携についても助言するなど、引き続き策定に向けた取組を支援してまいります。

3 福祉・介護人材の確保について

介護職員処遇改善加算は、県内の対象事業所の 9 割以上が取得しております。加算額の全額が介護職員の処遇改善にいかかされているところです。また、今年 10 月から新たに設けられた介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員以外の職員の処遇改善にも充てることができるなど、より柔軟な制度となっています。県としては、この加算がより使い

やすい制度となるよう引き続き国に要望するとともに、加算取得促進セミナーや訪問指導を実施するなど事業者の支援を行ってまいります。

さらに、障害者自立支援給付金についても、処遇改善加算がより使いやすい制度となるよう、引き続き国に要望してまいります。

4 大規模災害時における福祉支援体制の整備について

災害福祉広域支援ネットワークについては、「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において体制の構築に向け貴会とともに取り組んできたところであり、台風第19号による被害では、被災市町の避難所へ災害派遣福祉チームを派遣し要支援者を支援するなど、その重要性が改めて認識されたところです。

災害時の福祉支援体制の運営につきましては、「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領」及び「宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領」に基づき、貴会と役割を分担し連携して、取り組んでまいりたいと考えておりますので御協力をお願いします。

5 東日本大震災における被災地支援の継続について

災害公営住宅等への移転が進む中、入居者の高齢化率や独居率の高さなどから入居者への生活支援が必要となっており、地域コミュニティにおける支え合い体制の構築には、なお時間を要する地域もあります。このように震災復興計画期間後も支援を継続する必要があることから、県では、国に対して継続的な財政支援を求めているところであり、引き続き国の被災者支援総合交付金等を活用した被災者支援の継続に努めてまいります。

6 各種団体からの要望等

これらについては、府内関係各課室において施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。

担当：社会福祉課地域福祉推進班 千葉

tel : 022-211-2519

fax : 022-211-2594

e-mail : syahukc@pref.miyagi.lg.jp